のとし、平成十二年二月二日から平成十七年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十一年十二月二日から平成十六年十二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）」を「平成十七年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したものとし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成二十二年二月一日現在」に、「森林の面積によつて按分して」を「森林の面積は、平成二十七年二月一日」に、「森林の面積は、平成二十二年二月一日」を「森林の面積は、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における市町村又は財産区の所有する森林の面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村又は財産区の所有する森林の面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村又は財産区の所有する森林の面積によつて按分して」に、「林野面積は、平成二十二年二月一日」を「林野面積は、平成二十七年二月一日」に、「林野面積によつて按分して」を「林野面積によつて按分し、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までに合併を行つた場合における市町村の公有及び私有の林野面積は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における市町村の公有及び私有の林野面積を農林業センサス規則によつて調査した平成二十二年二月一日現在における合併関係市町村の区域に係る市町村の公有及び私有の林野面積によつて按分して」に、「外国青年招致人員数」を「外国青年招致人員及び外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員の合計数」に改め、同項第四号中「経常態容補正係数とし、」の下に「「保健衛生費」に係る経常態容補正係数Ⅱは、零とし、「徴税費」に係る経常態容補正係数は、当該新市町村の基準財政需要額から当該新市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額を控除した額を各合併関係市町村の世帯数で按分し、当該按分して得た額を、当該合併関係市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた数とし、」を加え、「〇・九一六七」を「〇・八三〇九」に、「「徴税費」に係る経常態容補正係数は、当該新市町村の基準財政需要額から当該新市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額を控除した額を各合併関係市町村の世帯数で按分し、当該按分して得た額を、当該合併関係市町村の段階補正係数、密度補正係数及び普通態容補正係数を乗じた数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に測定単位及び単位費用を乗じて得た額で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた数とし、「地域振興費」に係る経常態容補正係数は、零とし」を「「地域振興費」に係る経常態容補正係数は、零とし、「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものに係る投資補正係数は、合併前年度において事業所税を課するものとされていた合併関係市町村の人口が三十万人未満の場合（新市町村の人口が三十万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税を課することができないものとされていた合併関係市町村の人口が三十万人以上の場合においては、当該合併関係市町村に係る第十二条第三項の表市町村の項第三号算式の符号b中「人口」とあるのは「合併前年度における合併関係市町村の人口」と読み替えるものとし」に改め、同項第六号中「とし、外国人人口は算定前年度の算定に用いた合併関係市町村の人口により按分するもの」を削り、同項第九号中「一・八三〇」を「一・九一〇」に改め、同条第五項中「第十三条第七項」を「第十三条第八項」に改め、同項第五号中「又は特例市以外」を「、特例市又は施行時特例市以外」に、「施行時特例市又は建築主事設置市以外」を「特例市、施行時特例市又は建築主事設置市以外」に改める。

附則第三条第一項中「とし、平成二十七年度に限り、同号中「四月一日」とあるのは、「四月十日」」を削り、同条第三項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第四条第二項の表第三号中「平成二十六年度補正予算債」の下に「、平成二十七年度補正予算債」を加える。

附則第六条第一項中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同項算式中「0.175」を「0.178」に改め、同条第二項中「〇・三五七」を「〇・三五三」に改める。

附則第六条の三中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条算式中「3」を「4」に改める。

附則第七条から第七条の五までを次のように改める。

第七条から第七条の五まで　削除

附則第七条の六中「第十一条の二第五項」を「第十一条の二第三項」に改める。

附則第七条の七中「第十一条の二第十三項」を「第十一条の二第九項」に改める。

附則第九条及び第九条の二中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改める。

附則第九条の五中「平成二十七年度に限り」を「平成二十八年度に限り」に改め、同条算式中「4,005,000」を「3,978,000」に改め、同条算式の符号B算式中「3.0」を「3.1」に改め、同条算式の符号B算式の符号γ及びδ中「平成27年版」を「平成28年版」に、「平成21年度から平成24年度まで」を「平成22年度から平成25年度まで」に改める。

附則第十条を次のように改める。

（給与の差による寒冷補正に係る経過措置）

第十条　平成二十九年度までの間、都道府県に係る別表第一に掲げる寒冷補正率（給与差）は、第十三条第三項の規定にかかわらず、附則別表第四(1)に定めるところによる。

2　平成二十九年度までの間、市町村に係る別表第一に掲げる寒冷補正率（給与差）は、第十三条第四項及び第五項の規定にかかわらず、附則別表第四(2)に定めるところによる。

附則第十条の二及び第十条の三を削る。

附則第十一条第一項中「一・一七八」を「一・〇五四」に改める。